

第9期広島市高齢者施策推進プラン（素案）からの主な修正について

ページ	修正前	修正後	修正理由
P6	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (1) 本市の人口の推移 (略) 長期的に見ると、更なる少子化・高齢化の進行に伴い、令和 32 年度（2050 年度）には、人口が約 105 万人と現在よりも約 13 万人減少し、とりわけ 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が<u>約 18 万人</u>減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口は<u>約 8 万人</u>増加することが見込まれます。 高齢化率（総人口に対する高齢者の割合）に関しては、令和 8 年度（2026 年度）には 26.9%と、第 8 期と比べて微増となりますが、長期的に見ると、令和 32 年度（2050 年度）には <u>36.7%</u>と大きく増加する見込みです。	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (1) 本市の人口の推移 (略) 長期的に見ると、更なる少子化・高齢化の進行に伴い、令和 32 年度（2050 年度）には、人口が約 105 万人と現在よりも約 13 万人減少し、とりわけ 15 歳から 64 歳までの生産年齢人口が<u>約 16 万人</u>減少する一方で、65 歳以上の高齢者人口は<u>約 6 万人</u>増加することが見込まれます。 高齢化率（総人口に対する高齢者の割合）に関しては、令和 8 年度（2026 年度）には 26.9%と、第 8 期と比べて微増となりますが、長期的に見ると、令和 32 年度（2050 年度）には <u>35.3%</u>と大きく増加する見込みです。	国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月 22 日に公表した都道府県・市区町村別推計人口を反映したため、令和 22 年度及び 32 年度の年齢階層別人口と高齢化率の数値を修正し、関係箇所の記事とグラフを修正した。
P7	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (2) 本市の高齢者人口の推移 (略) 長期的に見ると、団塊の世代の高齢化に伴い、85 歳以上の人口は令和 32 年度（2050 年度）には <u>10 万 8,000 人</u>と現在の<u>2 倍以上</u>になることが見込まれます。また、団塊ジュニア世代の高齢化に伴い、令和 22 年度（2040 年度）には 65 歳から 74 歳までの人口が、令和 32 年度（2050 年度）には 75 歳から 84 歳までの人口が、それぞれ過去最大規模になる見込みです。	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (2) 本市の高齢者人口の推移 (略) 長期的に見ると、団塊の世代の高齢化に伴い、85 歳以上の人口は令和 32 年度（2050 年度）には <u>8 万 9,000 人</u>と現在の<u>約 1.7 倍</u>になることが見込まれます。また、団塊ジュニア世代の高齢化に伴い、令和 22 年度（2040 年度）には 65 歳から 74 歳までの人口が、令和 32 年度（2050 年度）には 75 歳から 84 歳までの人口が、それぞれ過去最大規模になる見込みです。	国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月 22 日に公表した都道府県・市区町村別推計人口を反映したため、令和 22 年度及び 32 年度の年齢階層別高齢者人口の数値を修正し、関係箇所の記事とグラフを修正した。

ページ	修正前	修正後	修正理由
P8	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (3) 本市の要支援・要介護認定者数の推移 (略) 長期的に見ると、令和 22 年度 (2040 年度) には認定者数が <u>8 万 2,000 人</u>、認定率が <u>22.3%</u>に、令和 32 年度 (2050 年度) には認定者数が <u>9 万 6,000 人</u>、認定率が <u>24.7%</u>となり、その数は現在の <u>1.6 倍</u>になる見込みです。	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (3) 本市の要支援・要介護認定者数の推移 (略) 長期的に見ると、令和 22 年度 (2040 年度) には認定者数が <u>8 万 1,800 人</u>、認定率が <u>22.0%</u>に、令和 32 年度 (2050 年度) には認定者数が <u>8 万 4,300 人</u>、認定率が <u>22.5%</u>となり、その数は現在の <u>1.4 倍</u>になる見込みです。	国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月 22 日に公表した都道府県・市区町村別推計人口を反映したため、令和 22 年度及び 32 年度の要支援・要介護認定者数と認定率の数値を修正し、関係箇所の記事とグラフを修正した。
P11	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (5) 本市の認知症高齢者数の推移 (略) 長期的に見ると、令和 22 年度 (2040 年度) には認知症高齢者数が <u>5 万 5,300 人</u>、出現率が <u>15.2%</u>に、令和 32 年度 (2050 年度) には認知症高齢者数が <u>6 万 4,900 人</u>、出現率が <u>16.9%</u>となり、その数は現在の <u>1.7 倍</u>になる見込みです。	2 本市における高齢者を取り巻く環境等 (5) 本市の認知症高齢者数の推移 (略) 長期的に見ると、令和 22 年度 (2040 年度) には認知症高齢者数が <u>5 万 5,000 人</u>、出現率が <u>15.0%</u>に、令和 32 年度 (2050 年度) には認知症高齢者数が <u>5 万 6,300 人</u>、出現率が <u>15.2%</u>となり、その数は現在の <u>1.5 倍</u>になる見込みです。	国立社会保障・人口問題研究所が令和 5 年 12 月 22 日に公表した都道府県・市区町村別推計人口を反映したため、令和 22 年度及び 32 年度の認知症高齢者数と出現率の数値を修正し、関係箇所の記事とグラフを修正した。
P27	② 地域における見守り・支え合い活動等の促進 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略)	② 地域における見守り・支え合い活動等の促進 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ <u>高齢者の防災意識を高め、災害時に迅速な避難ができるよう地域の自主防災組織が実施する避難訓練やわがまち防災マップの作成支援等を行います。</u> ○ (略)	地域防災計画に基づき、高齢者に関連のある取組を追加記載した。

ページ	修正前	修正後	修正理由																								
P31	イ 数値目標を設定して取り組む項目 項目① 介護職員^の処遇改善加算の取得率の増加 <table border="1"> <tr> <th>現状値</th><th colspan="3">目標値</th></tr> <tr> <th>4年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> <tr> <td>88.3%</td><td>—</td><td>対前年度比増</td><td>対前年度比増</td></tr> </table> 【設定の考え方】 ○ 介護職員の賃金面での処遇改善を図るとともに、介護職員の将来にわたる安定的な確保につなげるため、「<u>介護職員の処遇改善に係る加算の取得率の増加</u>」を目標項目とします。 ○ また、<u>現在処遇改善加算は3種類ありますが、次期介護報酬改定において事業者の事務負担軽減を図るため制度の一本化が検討されており、具体的な目標値を定めることが困難であることから、「対前年度比増」を目指します。</u>	現状値	目標値			4年度	6年度	7年度	8年度	88.3%	—	対前年度比増	対前年度比増	イ 数値目標を設定して取り組む項目 項目① 介護職員^等処遇改善加算の取得率の増加 <table border="1"> <tr> <th>現状値</th><th colspan="3">目標値</th></tr> <tr> <th>4年度</th><th>6年度</th><th>7年度</th><th>8年度</th></tr> <tr> <td>二</td><td>—</td><td>対前年度比増</td><td>対前年度比増</td></tr> </table> 【設定の考え方】 ○ 介護職員の賃金面での処遇改善を図るとともに、介護職員の将来にわたる安定的な確保につなげるため、「<u>介護職員等処遇改善加算</u>」ができるだけ多くの事業所に活用されるよう、「<u>介護職員等処遇改善加算の取得率の増加</u>」を目標項目とします。 ○ また、これまでの3種類の処遇改善加算が第9期から一本化され、今後その取得状況を把握することになることを踏まえ、「対前年度比増」を目指します。	現状値	目標値			4年度	6年度	7年度	8年度	二	—	対前年度比増	対前年度比増	国において、介護職員の処遇改善加算の一本化が決定され、新たに「介護職員等処遇改善加算」が創設されるため。
現状値	目標値																										
4年度	6年度	7年度	8年度																								
88.3%	—	対前年度比増	対前年度比増																								
現状値	目標値																										
4年度	6年度	7年度	8年度																								
二	—	対前年度比増	対前年度比増																								
P50	④ 防災対策の推進 ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略) ○ (略)	④ 防災対策の推進 ○ (略) ○ (略) ○ <u>高齢者の防災意識を高め、災害時に迅速な避難ができるよう地域の自主防災組織が実施する避難訓練やわがまち防災マップの作成支援等を行います。</u> ○ (略) ○ (略) ○ (略)	地域防災計画に基づき、高齢者に関連のある取組を追記した。																								

ページ	修正前	修正後	修正理由																		
P65	5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み 第 1 号被保険者の保険料算定の基礎となる第 9 期計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは、概算で <u>3,226 億円</u> となります。 保険給付費等に係る表	5 保険給付費及び地域支援事業費の見込み 第 1 号被保険者の保険料算定の基礎となる第 9 期計画期間における保険給付費及び地域支援事業費の見込みは、概算で <u>3,279 億円</u> となります。 保険給付費等に係る表の金額を修正	資料 3 のとおり																		
P66	6 第 1 号被保険者の保険料 (2) 保険料の所得段階及び所得段階別割合の変更 ① 第 1 段階から第 3 段階の保険料割合の引き下げ <table><tr><td>所得段階</td><td>第 9 期</td><td>差引</td></tr><tr><td>第 1 段階</td><td><u>0.275</u></td><td><u>▲0.025</u></td></tr><tr><td>第 2 段階</td><td><u>0.48</u></td><td><u>▲0.02</u></td></tr></table>	所得段階	第 9 期	差引	第 1 段階	<u>0.275</u>	<u>▲0.025</u>	第 2 段階	<u>0.48</u>	<u>▲0.02</u>	6 第 1 号被保険者の保険料 (2) 保険料の所得段階及び所得段階別割合の変更 ① 第 1 段階から第 3 段階の保険料割合の引き下げ <table><tr><td>所得段階</td><td>第 9 期</td><td>差引</td></tr><tr><td>第 1 段階</td><td><u>0.285</u></td><td><u>▲0.015</u></td></tr><tr><td>第 2 段階</td><td><u>0.485</u></td><td><u>▲0.015</u></td></tr></table>	所得段階	第 9 期	差引	第 1 段階	<u>0.285</u>	<u>▲0.015</u>	第 2 段階	<u>0.485</u>	<u>▲0.015</u>	資料 3 のとおり
所得段階	第 9 期	差引																			
第 1 段階	<u>0.275</u>	<u>▲0.025</u>																			
第 2 段階	<u>0.48</u>	<u>▲0.02</u>																			
所得段階	第 9 期	差引																			
第 1 段階	<u>0.285</u>	<u>▲0.015</u>																			
第 2 段階	<u>0.485</u>	<u>▲0.015</u>																			

ページ	修正前	修正後	修正理由
P68	6 第1号被保険者の保険料 (4) 保険料（基準月額） 表中 保険料（基準月額） 第9期 <u>6,350 円～</u> <u>6,450 円程度</u> 表中 保険料（基準月額） 差引 <u>+100 円～</u> <u>+200 円程度</u> 保険料（基準額）の算式中 $\left(\begin{array}{c} \text{介護給付費準備基金取崩額} \end{array} \right)$ ※1 今回の算定に当たって、介護給付費準備基金取崩額は68億円としています。 (略) <u>(追記)</u> ※<u>2</u> (略)	6 第1号被保険者の保険料 (4) 保険料（基準月額） 表中 保険料（基準月額） 第9期 <u>6,400 円</u> 表中 保険料（基準月額） 差引 <u>+150 円</u> 保険料（基準額）の算式中 $\left(\begin{array}{c} \text{介護給付費準備基金取崩額} \\ + \\ \text{保険者機能強化推進交付金等交付額} \end{array} \right)$ ※1 今回の算定に当たって、介護給付費準備基金取崩額は68億円としています。 (略) ※<u>2</u> 今回の算定に当たって、保険者機能強化推進交付金等は6億円としています。 $\left(\begin{array}{c} \text{○ 保険者機能強化推進交付金} \\ \text{保険者の自立支援・重度化防止等に関する取組を促進するための国の交付金で、地域支援事業に充当し、保険料の軽減につなげることも可能です。} \end{array} \right)$ ※<u>3</u> (略)	資料3のとおり

ページ	修正前	修正後	修正理由
P69	〔第 8 期及び第 9 期計画期間における保険料比較〕 <u>保険料比較に係る表</u>	〔第 8 期及び第 9 期計画期間における保険料比較〕 <u>保険料比較に係る表のうち、第 9 期計画期間の割合及び保険料月額を修正</u>	資料 3 のとおり
P70	7 介護保険料の将来推計 表中 第 9 期 保険料（基準月額） <u>6,350 円～6,450 円程度</u> （略） 第 17 期 保険料（基準月額） <u>9,900 円程度</u>	7 介護保険料の将来推計 表中 第 9 期 保険料（基準月額） <u>6,400 円</u> （略） 第 17 期 保険料（基準月額） <u>10,500 円程度</u>	第 9 期の介護保険料と同様に、介護保険料の将来推計を再試算したため。

ページ	修正前			修正後			修正理由
P78	① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進			① 地域共生社会の実現に向けた取組の推進			地区社協活動拠点活性化支援事業について、令和6年度からは、市社協への補助ではなく、市社協基金に出捐する方法に切り替えて支援を行うこととしているため。
	取組名	取組内容等	関係課	取組名	取組内容等	関係課	
	地域共生社会の実現に向けた地区社会福祉協議会への支援	市・区社会福祉協議会との連携の下、地区社会福祉協議会が地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、活動拠点到にスタッフを配置する経費を補助します。また、本市が出捐している市社会福祉協議会の基金を活用し、地区社会福祉協議会が行う地域団体との活動に要する事業費や、地域団体間の連携強化に取り組む地区社会福祉協議会の運営費に対する助成を行います。	地域共生社会推進課	地域共生社会の実現に向けた地区社会福祉協議会への支援	市・区社会福祉協議会との連携の下、 <u>本市が出捐している市社会福祉協議会の基金を活用し、地区社会福祉協議会が地域の生活課題に関する相談を包括的に受け止めることができるよう、活動拠点到にスタッフを配置する経費への助成のほか、地区社会福祉協議会が行う地域団体との活動に要する事業費や、地域団体間の連携強化に取り組む地区社会福祉協議会の運営費に対する助成を行います。</u>	地域共生社会推進課	

ページ	修正前	修正後	修正理由						
P86	④ 防災対策の推進 表中 （新設）	④ 防災対策の推進 <table><tr><th>取組名</th><th>取組内容等</th><th>関係課</th></tr><tr><td><u>高齢者世帯への防災行政無線屋内受信機の貸与</u></td><td><u>土砂災害警戒区域等に居住する高齢者世帯のうち、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯等を対象として、防災行政無線屋内受信機を貸与し、避難情報等を伝達します。</u></td><td><u>災害対策課</u></td></tr></table>	取組名	取組内容等	関係課	<u>高齢者世帯への防災行政無線屋内受信機の貸与</u>	<u>土砂災害警戒区域等に居住する高齢者世帯のうち、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯等を対象として、防災行政無線屋内受信機を貸与し、避難情報等を伝達します。</u>	<u>災害対策課</u>	令和6年度 of 取組実施が決定したため。
取組名	取組内容等	関係課							
<u>高齢者世帯への防災行政無線屋内受信機の貸与</u>	<u>土砂災害警戒区域等に居住する高齢者世帯のうち、携帯電話やスマートフォン等を保有していない世帯等を対象として、防災行政無線屋内受信機を貸与し、避難情報等を伝達します。</u>	<u>災害対策課</u>							